

🌀 第2次 葛尾村子ども読書活動推進計画

**感性、想像力、
思いやりの心を育て、
人生を豊かにする読書**

～子どもと一緒に大人も読書を楽しみましょう!～



令和4年12月

葛尾村教育委員会

目 次

○ はじめに	1
--------	---

第1章 第2次葛尾村子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 第1次推進計画と現在までの状況	3
3 第2次推進計画の基本方針	6

第2章 子どもたちの読書活動推進の方向性と具体的な取り組み

1 方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に努める	8
(1) 園・学校で	8
(2) 家庭・地域で	9
(3) 行政で	10
2 方針2 子どもの読書環境の整備と充実に努める	11
(1) 園・学校で	11
(2) 家庭・地域で	11
(3) 行政で	11
3 方針3 子どもの読書活動についての理解促進に努める	13
(1) 推進のための普及と啓発	13
(2) 情報の収集と提供	13
(3) 優れた取り組みの紹介と奨励	13

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	14
2 計画の進行管理	14
3 第2次葛尾村子ども読書活動推進計画数値目標	15

○ 資料

「葛尾村読書調査の結果」(令和4年6月、平成30～令和3年実施) …	16
「子どもの読書活動の推進に関する法律」 …	26
「第2次葛尾村子ども読書活動推進計画」作成計画 …	28



* 写真は、葛尾幼小中学校の
HPのものを使わせてもらいました

はじめに



子どもの読書活動とは、子どもへの読み聞かせや子ども自らが読書を通じて楽しむことなどをいいます。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達のにも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものです。それは、保護者のみならず、地域住民全体の願いであり、社会全体の責務でもあります。

私たちは、2011年3月に東日本大震災と原子力発電所事故、そして長い避難生活等を経験しました。あの日から今日まで、たくさんの方々に励まされ、本を読んで生き方を考え、心を打つ言葉に支えられてきました。長い人生の中では、つまづくことも、立ち止まってしまうこともあります。そうしたときに、生きることを一緒に考え、寄り添い、支え励ましてくれる存在の一つに本があります。読書活動を通して、そのような本と出会ってほしいと思います。

次代を担う子どもたちが、かけがえのない一冊の本と出会い、豊かな人間性と確かな生きる力を身につけてくれることを願い、そして、生涯にわたって豊かな人生を送ることができるように、子どもの読書活動の現状と課題を踏まえながら、計画的な推進を図る必要があると考えます。

本計画の策定にあたって御協力いただきました、葛尾小中学校の児童生徒のみなさん、先生方はじめ多くの方々に心より御礼を申し上げます。そして、これからの力強い読書活動の推進にも、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



令和4年12月

葛尾村教育委員会教育長 小野田 敏 之

第1章



第2次葛尾村子ども読書活動推進計画の 策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的にした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に成立しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を示しました。これに基づき、第一次から三次までの基本計画が定められ、法制上の整備も行われてきました。そして平成30年4月には、概ね5年間の施策の基本方針と具体的方策を明らかにした第四次基本計画が策定されました。

(2) 県の動向

福島県においても、平成16年3月に、学校、家庭、地域等が相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本方針と具体策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」を策定。平成22年には第2次計画、平成27年には第3次計画を策定しました。本村においても平成22年9月に、「第1次葛尾村子ども読書活動推進計画」を作成しました。県の調査では、平成31年2月の段階で、県内全市町村において、子ども読書活動推進計画が策定されており、体制が整いつつあります。

(3) 社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢はここ数年の間に変化しており、本計画の推進にあたっては、以下の点に留意していくことが大切と考えられます。

《学習指導要領の全面实施》

現行学習指導要領の改定答申においては、すべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められ、これを踏まえた改訂が行われました。各学校においては、言語環境の整備、各教科等での言語活動の充実、学校図書館の計画的利用、活用による児童生徒の自主的・自発的読書活動の充実が規定されています。また、幼稚園教育要領においても、引き続き、幼児が絵本や物語等に親し

むことを通して、想像したり、表現したりすることを楽しむことが規定されています。

《図書館法・学校図書館法の改正》

平成26に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校司書の法的位置づけが明確になりました。平成28年には「これからの学校図書館の整備充実について」がとりまとめられ、望ましい運営基準を定めた「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が、文部科学省において作成されました。



《情報通信手段の普及・多様化》

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。自分専用のスマートフォンの所持率、インターネットの利用時間の増加、テレビ視聴時間の減少なども調査によって明らかになっています。

2 葛尾村第1次子ども読書活動推進計画と現在までの推進状況



平成22年9月の第1次推進計画の策定以降、本村では家庭、学校及び地域において、読書活動を推進するための取り組みを計画していました。翌23年3月に発生した東日本大震災とその後の原子力発電所事故により全村避難を余儀なくされ、平成28年に帰村し、平成30年に村内において幼小中学校が再開されるまでの間、また、それから数年が経つ現在も、震災前とは

大きく変わってしまった環境の中ではありますが、子どもたちの読書活動推進の取り組みを行ってきました。

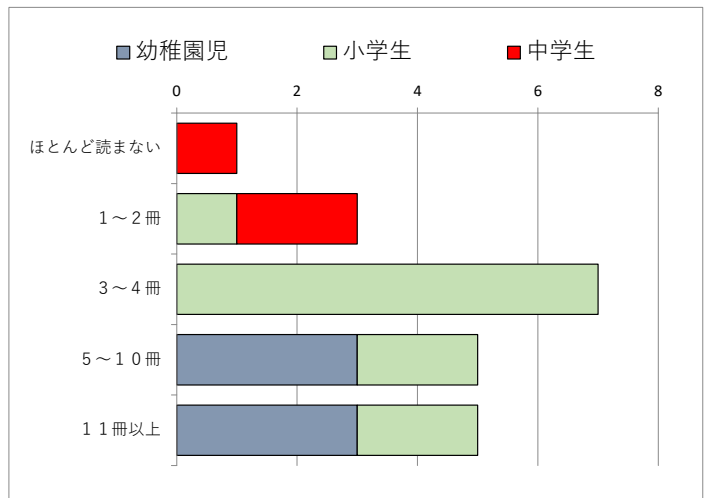
当初、この第1次推進計画は、平成22年から26年度までの5年間を対象期間としていましたが、震災後の混乱と様々な対応に追われて第2次計画の策定が遅れておりましたが、今回、村内での幼小中学校再開5年目にあたりこれを作成することにしました。

以下、「第1次葛尾村子ども読書活動推進計画」に掲げた取り組みの状況について振り返ってみます。

(1) 家庭、地域における読書活動推進のための取り組み

(令和4年6月実施)

- 子どもたちの読書量については、多くの子どもたちが毎月数冊の本を手にし、特に幼稚園児、小学生児童については、月10冊近くの読書をする子どもたちも複数名いることが、アンケート調査からも確認できます。家庭において、絵本等の「読み聞かせ」「村図書館の訪問」など、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めているのが分かります。



- 全国的にも、不読率が高まっていくのが中学・高校生です。本を読まない理由としては、「勉強や習い事で忙しい」「読書以外にも楽しいことがある」などです。幼稚園、小学校での読書習慣の確立とともに、読書の楽しさや意義に対する理解を深め、自主的な読書活動を促す取り組みを進める必要があります。
- また、スマホ等の普及による生活環境・家庭環境の変化が、本に親しむ機会を減少させる一因にもなっていると考えられることから、家庭においても、これらの利用にルールを設けるなどの取り組みが、環境づくり・習慣形成にもとても大切なことと考えられます。



(2) 園・学校における読書活動推進のための取り組み

- 幼稚園・小中学校においては、「読み聞かせ」「朝の読書」「絵本（図書）コーナーの設置」「美文朗読の活用」など、校種によって重点的に取り組む内容は異なりますが、多様な読書活動に取り組み、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めています。今後とも、発達段階や興味関心に応じた体験、取り組みを工夫・継続することが大切です。

- 子どもの読書環境の整備と充実のために、福島県立図書館や村図書館との連携を図っています。幼稚園による村図書室訪問、県の移動図書館「あづま号」は、年2回の小中学校訪問と公民館訪問を継続し、貸し出しを行ってもらっています。
- 「学校だより」や保護者懇談会、家庭への絵本の貸し出しなどをおして、保護者への啓発や家読の推奨など、子どもの読書活動への理解促進に努めています。

(3) 行政における読書活動推進のための取り組み

- 葛尾村においては、平成22年9月に「第1次子ども読書活動推進計画」を策定し、園や学校への指導、公民館図書の整理と充実など、子どもが読書に親しむ機会の充実や環境整備に努めてきました。
- 震災での避難先においても、公民館図書室機能を維持するとともに、帰村後間もなく、日本図書館協議会ボランティアによる公民館図書室図書の分類と整理（平成30年度）、寄付等を活用した図書の整備など、村民を始めとする子どもの読書環境整備と充実に努めています。
- 「教育行政の方針」「学校教育の重点」の毎年度見直しと作成を行い、園と学校に読書活動の推進を指導、広報等での入荷図書の紹介など、子どもの読書活動への理解促進に努めています。
- 今後、行政としても、読書習慣の確立につながるよう、引き続き「子ども読書の日」や「子ども読書週間」などの機会を通して推進の取り組みを工夫するとともに、成人を含めて読書活動の啓発と広報に努めることが大切と思われます。

(4) 計画の推進に関して

- 推進に関しては、園・小中学校、家庭、行政等が、協力・連携しながら取り組みを進めてきました。今後とも、県立図書館等の関係機関とも協力・連携して取り組みを進めるとともに、定期的に評価、改善を加えていくことが大切と思われます。



3 葛尾村第2次子ども読書推進計画の基本的方針

(1) 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力や感性を豊かなものにし、他者への思いやりの心を育みます。人生をよりよく生きていく上で欠くことのできないものです。



本村においては、「葛尾村子ども読書推進計画」（平成22年9月）の策定により、学校と家庭、地域での子どもの読書活動を推進してきました。一方で、中高生や成人の読書離れという国や県と同様の課題もあります。この改善のためには、子どもの発達段階に応じて、乳幼児期からの読書に親しむ活動を推進し、その習慣をつくっていくことが大切と思われます。**そして、大人自身も読書を楽しみ、読書の習慣を持つことが大切なこと**と思われるのです。

感性、想像力、思いやりの心を育て、人生を豊かにする読書 ～ 子どもと一緒に大人も読書を楽しみましょう！ ～

これを基本理念として掲げ、以下の3つを基本方針として推進体制を整え、具体的な施策の方向性を明らかにして取り組んでいきます。

(2) 基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に努める

子どもたちを含めた村民の読書活動を推進するため、乳幼児期から家庭を原点として、園、学校、地域社会において、本との出会いの場の提供、読み聞かせや読書に親しむ取り組みを積極的に提供し、本に親しむ機会の充実に努めます。そして、生涯にわたって読書習慣が身につくよう、成人も含めた、それぞれの発達段階に応じた読書活動の切れ目のない取り組みが展開されることを目指します。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実に努める

子どもたちを含めた村民の自主的な読書活動を推進するため、読書環境の整備促進に努めます。村公民館図書室や園・学校図書館機能の充実、読書活動を支える人材の確保及び資質向上を図り、人的支援体制の構築を図ります。特に、子どもの望ましい読書習慣が身につくよう、家庭、幼稚園、小中学校、地域、関係機関が連携・協力する体制を強化し、子どもの読書活動を推進します。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解促進に努める

子どもたちを含めた村民の読書活動を推進するために、読書活動の意義や大切さ、読書に親しむ機会や環境づくりの必要性について認識し、読書をともに楽しむことができるよう、関係する機関が連携・協力して、その重要性について理解と関心を高めていくことが大切です。読書活動に関する様々な情報提供や優れた取り組みの奨励など、より一層の普及啓発活動を進めます。

(3) 計画期間

本計画は、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」を基本とし、「第五次葛尾村振興計画」の内容とも関連させながら、おおむね令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

子どもたちの読書活動推進の方向性と 具体的な取り組み



基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に努める

(1) 園・学校における読書に親しむ機会の充実

(●印は具体例)

- ① 幼稚園においては、遊びや読み聞かせなどを通して、本に親しむ機会を提供し、子どもたちの本に親しむ習慣を育てます。
 - 日課の中に「読み聞かせ」を位置づけるなど、幼児が、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うようにします
 - 乳幼児が進んで絵本を選び、興味を持ってふれる時間を設定し、絵本に親しむようにします
 - 発達段階に応じた図書を選定し、本の紹介や貸し出し、「おはなし会」などを通して、多様な読書経験をさせるようにします
 - 家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書の重要性を理解し、実践できるよう啓発します
- ② 小中学校においても、一斉読書や読み聞かせなどの取り組みとともに、多様な読書経験などを通じて、子どもたちの読書習慣の形成に努める。また、公共図書館やボランティア等との連携を図り、読書に親しむ機会を提供します。
 - 朝読書などの全校一斉読書活動を継続し、その充実に努めるとともに、「読み聞かせ」などを工夫し、読書習慣の定着を図ります
 - 相双域内の独自教材「美文朗読」を積極的に活用し、日本の古典文学や近代文学の名文にふれさせ、読書作品の幅を広げさせるとともに、生涯にわたって心の支えとなる文章との出会いづくりに努めます
 - 推薦図書のリストづくりやコーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介などにより、様々な分野の図書に触れる機会を充実します



- 司書資格を持つ教諭や図書館担当教諭、幼小中教職員が連携し、保護者や図書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進します
- 読書への関心を高め、読書の幅を広げることで読書習慣が形成されていくように、村民会館図書室見学や「読書会」など、多様な活動に取り組みます

《資料》

「美文朗読」の活用

「美文朗読」は、漢文や詩、短歌、古典などの中から美しい文を選びすぐった音読テキストです。読書活動を通して、子どもたちの豊かな心を育みたいと、2009年（平成21年）に相双教育事務所が中心となって編集したもので、現在も相双域内の小中学校、高校を始め、県内の他地域でも活用されています。

朝の読書の時間、授業などでの活用を工夫してみてください。声に出して、できれば暗唱できるところまで。子どもの時に覚えたものは、生涯にわたっての宝物になります。意味は、分からなくてもいいのです。大人になって、年齢を重ね、分かってくる表現があるのです。

今はそれを、自分の引き出しに入れていくことが大切なのです。



(2) 家庭・地域における読書に親しむ機会の充実（家庭への呼びかけ）

- ① 家庭においては、子どもへの読み聞かせや本に親しむ環境を整え、子どもたちの本に親しむ習慣をつくるようにします。
 - 夕食後の時間や就寝前の時間などを利用して、親子で一緒に本を読む時間をもち、大人も一緒に読書を楽しみます
 - 園や学校、村民会館の本を積極的に借りるなど、園や学校と連携して、家庭においても本に親しむ環境をつくり、子どもたちの読書習慣を育てていきます。
- ② ボランティアにおいては、園・学校や村図書室等と連携して、読み聞かせや環境整備など、読書に親しむ活動を行うようにします。

- キッズクラブでも、村・学校図書室を利用した読み聞かせ、図書室訪問を行うなど、読書への関心を高めるような活動を工夫します

(3) 行政における読書に親しむ機会の充実

- ① 教育委員会は、「第2次葛尾村子ども読書活動推進計画」に基づいて推進するとともに、定期的に計画の見直しを行い、改善を加えながら、村民のだれもが、よりよい読書習慣が持てるように努めます。
 - 定期的に読書冊数や図書館利用の調査を行って実態、課題を把握するとともに、改善策を計画に反映させるようにします
- ② 教育委員会においては、幼小中学校や住民生活課等と連携し、乳幼児から大人まで、どの世代も読書に親しむことができるように、機会提供や啓発に努めます。
 - 村民の要望に応じて、村民会館図書室の図書の充実を図ります
 - 住民生活課などと連携し、乳幼児を対象とした「はじめての絵本ひろば」「読み聞かせ」などの取り組みを行います
 - 4月23日の「子ども読書の日」「子ども読書週間」等を記念した読書推進の広報活動や取り組みを工夫します



《資料》

読書活動に関わる子どもの発達段階の特性

乳 幼 児 期	小 学 校 期	中 学 校 期	高 校 期
・ 回りからの言葉かけや会話により言葉を獲得する ・ 読み聞かせなどにより絵本や物語に興味を持つ	・ 一人で本を読めるようになる。 ・ 早く読めるようになり、多くの本を読むようになる ・ 読書の幅が広がり始める	・ 多読の傾向が減少する ・ 共感したり感動できたりする本を選んで読む ・ 読書を将来に役立てようとする	・ 目的や資料の種類に応じて適切に読むことができるようになる ・ 知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになる
楽しむ読書	調べる読書	考える読書	

参考「第四次福島県子ども読書活動推進計画」より

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実に努める

(1) 園・学校における読書環境の整備と充実

- 必要な資料を収集・整理し、子どもたち及び教職員の利用に供する。また、子どもたちの自主的・自発的な読書活動を促す掲示、図書紹介等を工夫します。
- 村民会館図書室（教育委員会）と連携して、発達段階に応じた絵本等の収集と提供を進めます
- 乳幼児や児童生徒が、安心して安全に図書にふれることができるように、スペースの確保、図書棚の転倒防止などの事故防止に努めます
- 児童生徒の発達段階やニーズに沿った図書の充実に図り、心の居場所となるような環境づくりを進めます
- 支援を必要とする子どもの状況に応じて、関係機関と連携・協力しながら読書活動の支援を進めます

(2) 家庭・地域における読書環境の整備と充実（家庭への呼びかけ）

- 家庭では、子どもが本に触れる機会を多くするために、本棚（本を置く場所）を設置するなど、読書環境を整えます。また、子どもの近くに本を置くようにします

(3) 行政における読書環境の整備と充実

- ① 村教育委員会は、地域における読書活動推進の中核的な役割を担うことになる。村図書室では、図書・資料等を収集・整理し、一般村民等の利用に供する。また、「子ども読書活動推進計画」に沿って運営し、評価、反省、改善していきます。
 - 定期的に読書冊数や図書館利用の調査を行って実態、課題を把握するとともに、村民のニーズに応じた図書館、図書室等の整備に努めます
 - 県立図書館や近隣市町村の図書館と連携、相互協力、情報交換を密にして、読書活動や広報の充実に努めます
- ② 村公民館などにおいては、子どもが学校以外で読書に親しむ身近な施設として、図書コーナーなどの充実に図ります。
 - 計画的な図書の選定や村民のニーズに応じた図書や資料の充実に努め、本との出会いの機会をさらに豊かなものにします
 - 県立図書館と連携し、「あづま号」派遣や図書借用など、村民会館図書室の利用や図書の貸し出



しを推進する取り組みを行います

- 必要に応じて図書の入れ替えや図書の分類・整理のボランティアを依頼するなど、県教委や県立図書館との連携の中で整備を進めます

③ 読書に関する「講演会」や「大人の読み聞かせ」「親子読書会」などのイベントを通して読書への興味・関心を高めるなど、読書環境の整備を検討します

- 「寿学級」や「女性学級」「カルチャースクール」の学習に、これらのイベント等への参加を検討します



12月・1月の読書記録	
名前 _____	
12月・1月に読んだ本 【 】冊	読んでみたい本は、 【 】冊
タイトル	著者名
病院で起こった不思議な出来事 【 】冊	著者名
表紙と裏表紙の絵が、 表紙と裏表紙の絵が、	表紙と裏表紙の絵が、
本のあらすじ	本のあらすじ
図書館で勉強する表紙と裏表紙の 日常と表紙と裏表紙の、生活 する物語です。	
本の感想	
この本は、表紙と裏表紙というマイペースな女の人の ハートの話が書かれている本です。表紙と裏表紙の ハートが書かれている。感情がそのまま文章に書いて あるから、おもしろい本です。表紙と裏表紙の ハートは「君の肝臓を食べたい」という感動的な 物語を29ページにわたって描いて、この本は、おもしろ かっています。感動できる所やクスッと笑える所 もたくさんあるので、ぜひ読んでみてください。	



基本方針3 子どもの読書活動についての理解促進に努める

(1) 読書活動推進のための普及と啓発

- ① 子どもたちを始めとする村民の読書に関する実態把握に努めるとともに、読書の素晴らしさについての村民の作文を紹介するなど、普及、啓発に努めます
- ② 「子ども読書の日（4/24）」「子ども読書週間（4/24～5/12）」「読書週間（10/27～11/9）」「ふくしま教育の日（11/1）」「ふくしま教育週間（11/1～11/9）」などにおける読書活動について、広く広報・啓発します
- ③ 村広報誌やポスター、ホームページ等で新刊図書を紹介したり、読書の楽しさを取り上げたりするようにします

(2) 読書活動に関する情報の収集と提供

- 村広報やホームページなどを通して、県や近隣市町村の読書イベント情報を提供します

(3) 優れた取り組みの紹介と奨励

- 村教育関係管理者会や村広報、ホームページなどの場や機会を通して、県や近隣市町村の幼小中学校、公民館、ボランティアの優れた取り組みを広く紹介します



第3章



計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを積極的に実践し、子どもの読書活動をより一層推進していくことが大切と考えます。

村教育委員会では、村民のニーズや子どもの読書活動の取り組み状況を把握しながら、計画を推進するとともに、「第五次葛尾村振興計画」や他の関連する計画との整合性を図りながら、本計画に掲げた基本方針の具体的な取り組みを推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標を達成できるように、園長・小中学校長・教育長等で構成される葛尾村教育関係管理者会の中で推進状況について確認するとともに、学識経験者や保護者等で構成される「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価に係る有識者会議」とも連携を図り、必要に応じて取り組み状況等についての評価を行い、適切な進行管理に努めます。

本計画は、実施期間をおおむね令和5年度から9年度までの5年間としているため、必要に応じて取り組み状況等の実態把握に努め、計画の見直しを行います。



3 第2次葛尾村子ども読書活動推進計画 数値目標

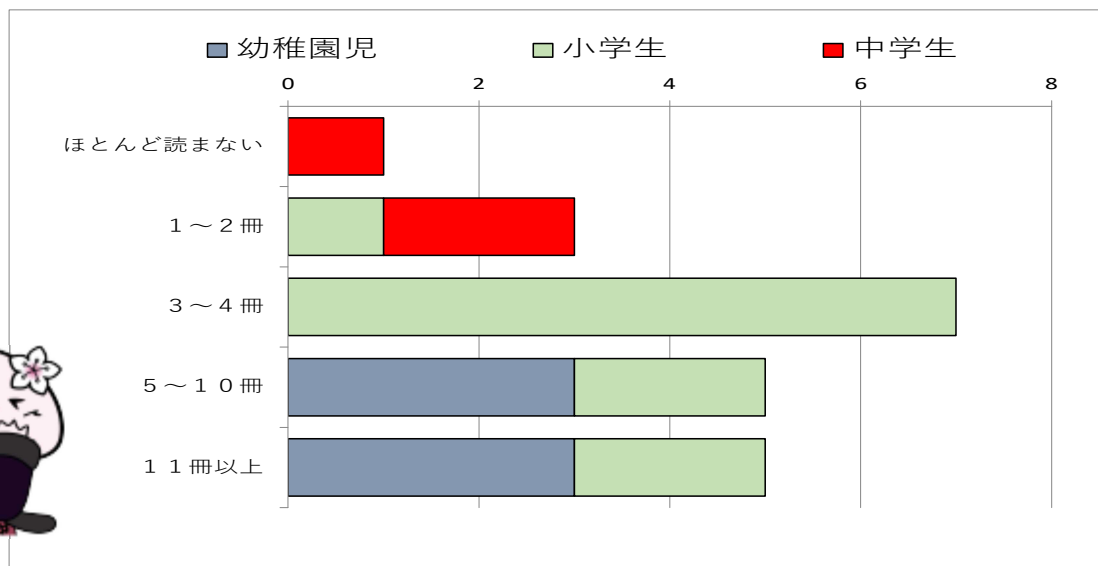
指 標	現 状 値 令和4年度	目 標 値 令和9年度
《基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために》		
学校での読書活動の取り組み状況 多様な読書活動に取り組んでいる園・小・中学校の割合	幼稚園 100%	幼稚園 100%
	小学校 100%	小学校 100%
	中学校 100%	中学校 100%
家庭での読書の状況 家庭で本を1ヶ月に1冊以上読んだ園児、児童生徒の割合	幼稚園 100%	幼稚園 100%
	小学校 83%	小学校 100%
	中学校 66%	中学校 100%
村の読書活動の推進状況 村図書室の1年間の貸出冊数	令和3年 159冊	200冊以上
《基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために》		
学校図書館の取り組み 子どもたち自身の手による、読書推進の活動や掲示作成など活動回数	年1回	学期1回以上
村図書館の取り組み 村図書館での子ども用蔵書の購入	年10冊	年20冊以上
村外の公立図書館との連携 県立図書館等と連携した事業実施回数	年間2回	年間2回以上
《基本方針3 子どもの読書活動についての理解促進のために》		
子どもの読書活動の普及啓発 「子ども読書の日」「同週間」を中心に、子ども等の読書活動に関する取組（啓発活動等）を実施した回数	年間1回	年間2回以上

読書活動に関するアンケート

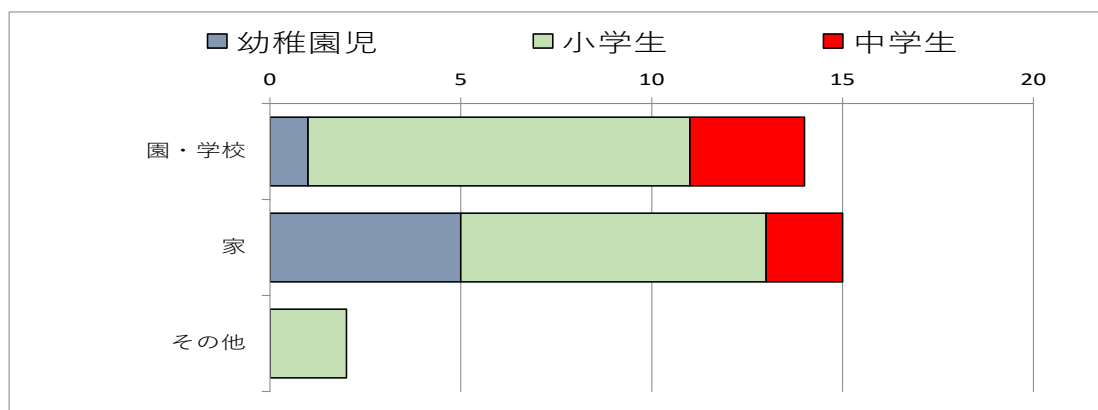
(葛尾幼稚園児・小学生・中学生対象)

令和4年度6月に実施

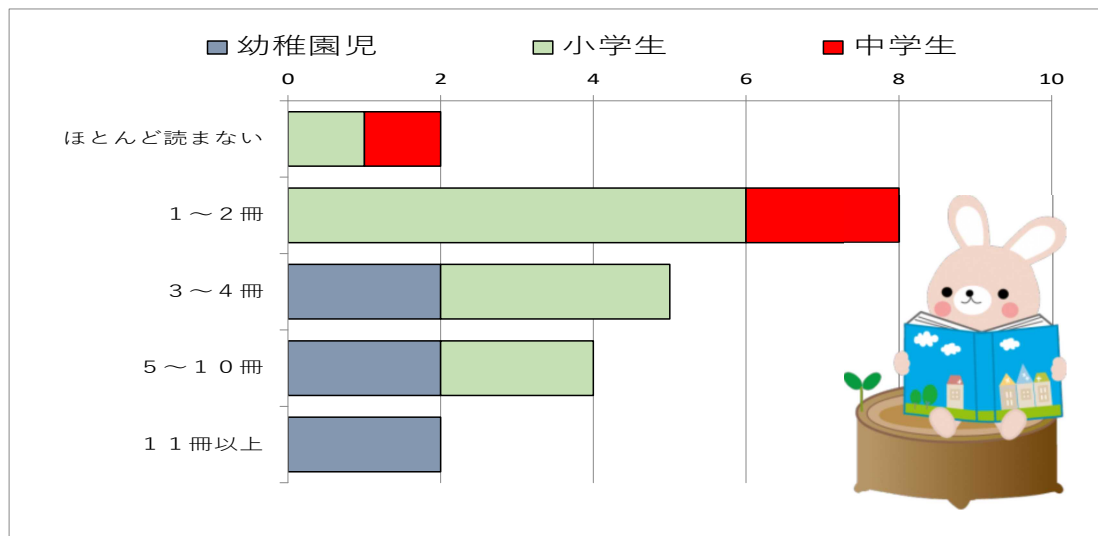
1. あなたは、1ヶ月で平均何冊ぐらいの本を読みますか（園児は「読んでもらうこと」



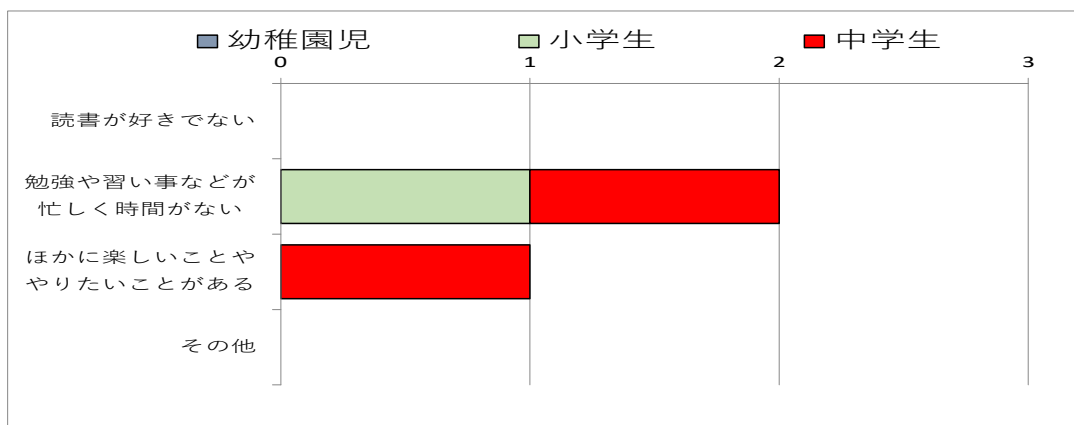
2. 主にどこで読みますか（複数回答可）



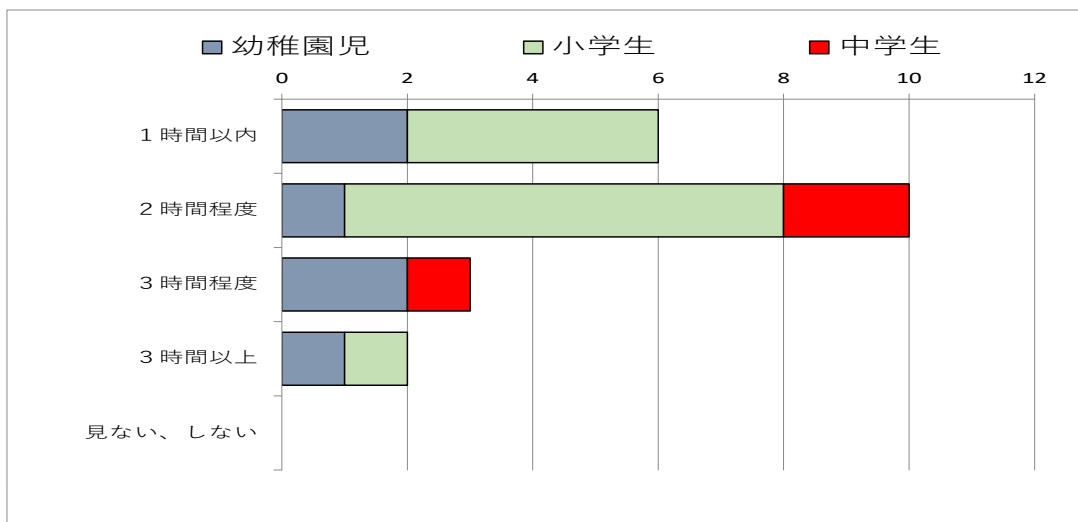
3. あなたは、「家では」1ヶ月で何冊ぐらいの本を読みますか



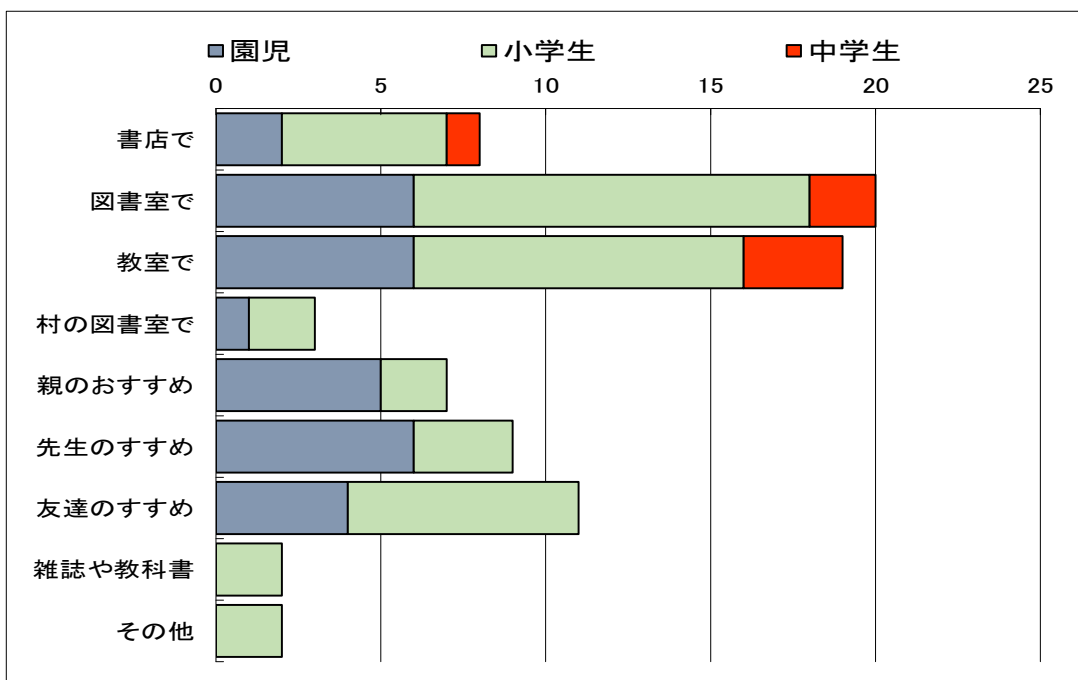
4. 3で「家では①ほとんど読まない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください（複数回答可）



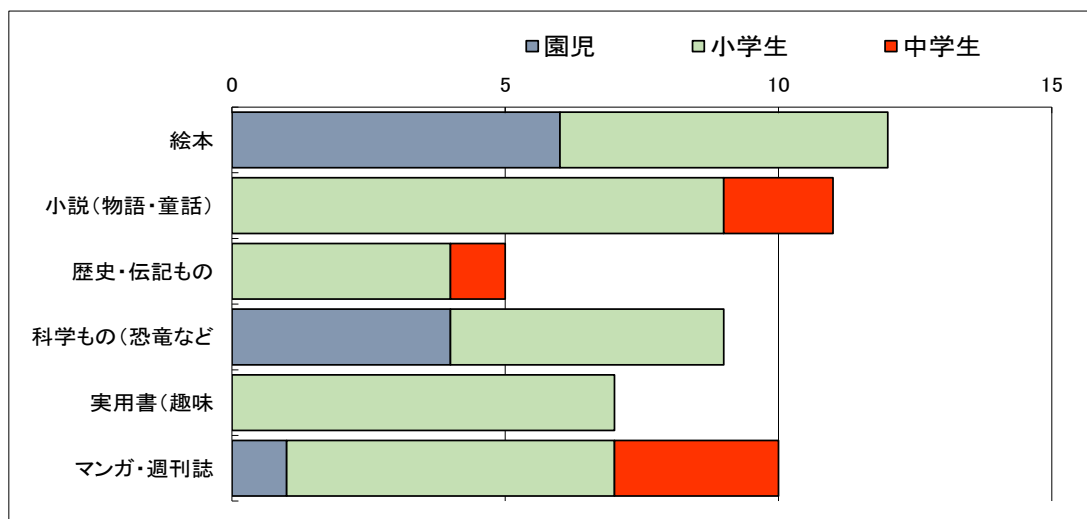
5. あなたは、「家で」テレビやDVD、ゲームをする時間はどれぐらいですか



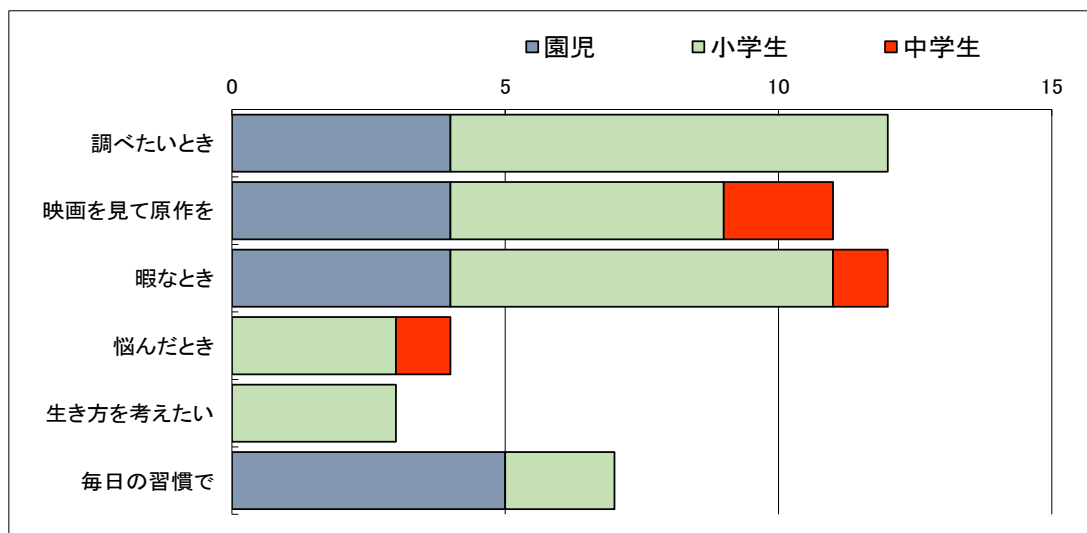
6. あなたは、どのようにして自分で読む本を選びますか（複数回答可）



7. あなたは、どんな内容の本が好きですか（複数回答可）



8. あなたは、どんなときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）



8. 本を読むことの楽しさを、友達に教えてあげるとしたら、どのようなことですか（別紙参照）

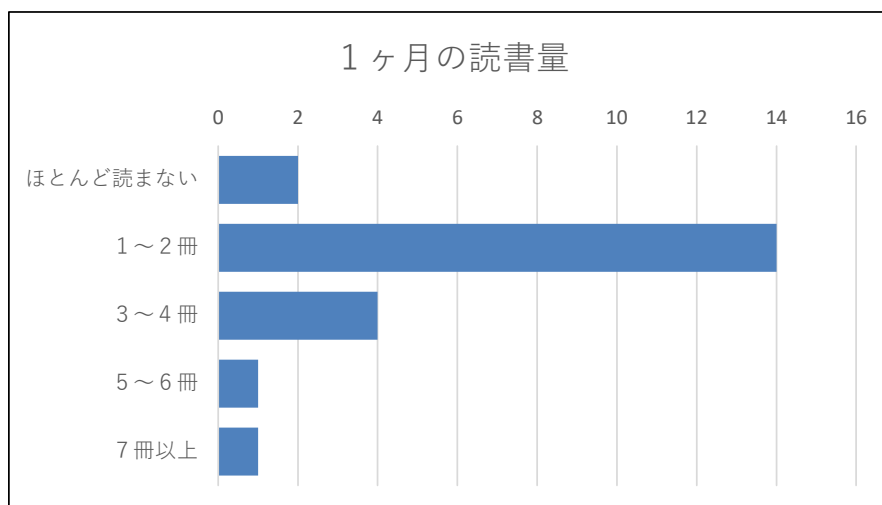


読書活動に関するアンケート

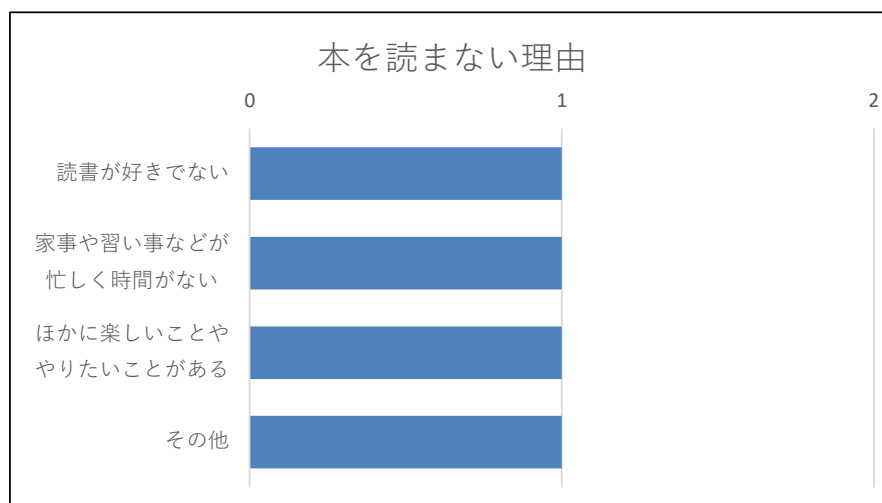
（葛尾幼小中学校の教職員対象）

令和4年度 6月に実施

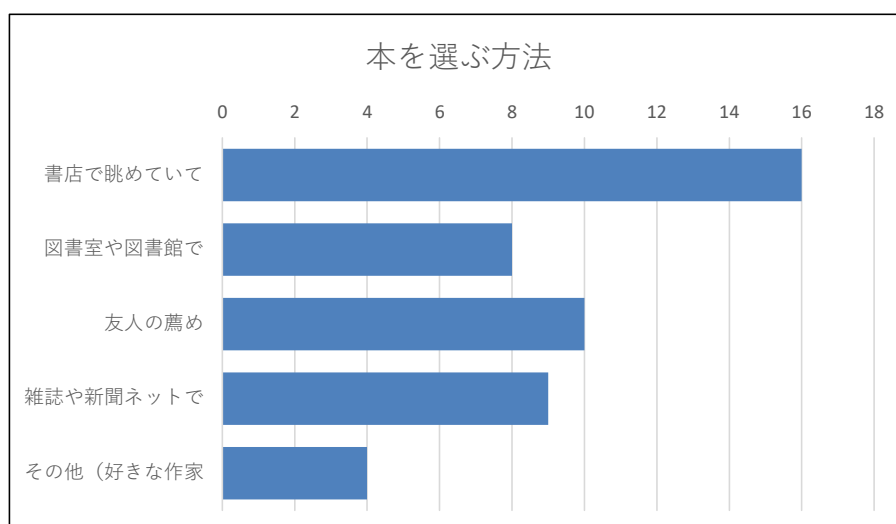
1. あなたは、1ヶ月で平均何冊ぐらいの本を読みますか



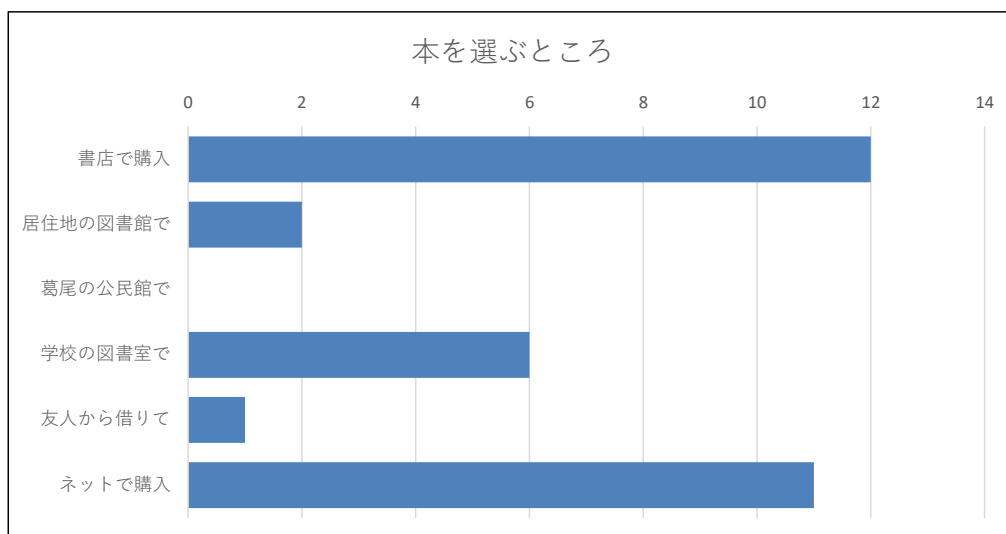
2. 1で「①ほとんど読まない」と答えた方にお聞きします。お読みにならない理由を教えてください（複数可）



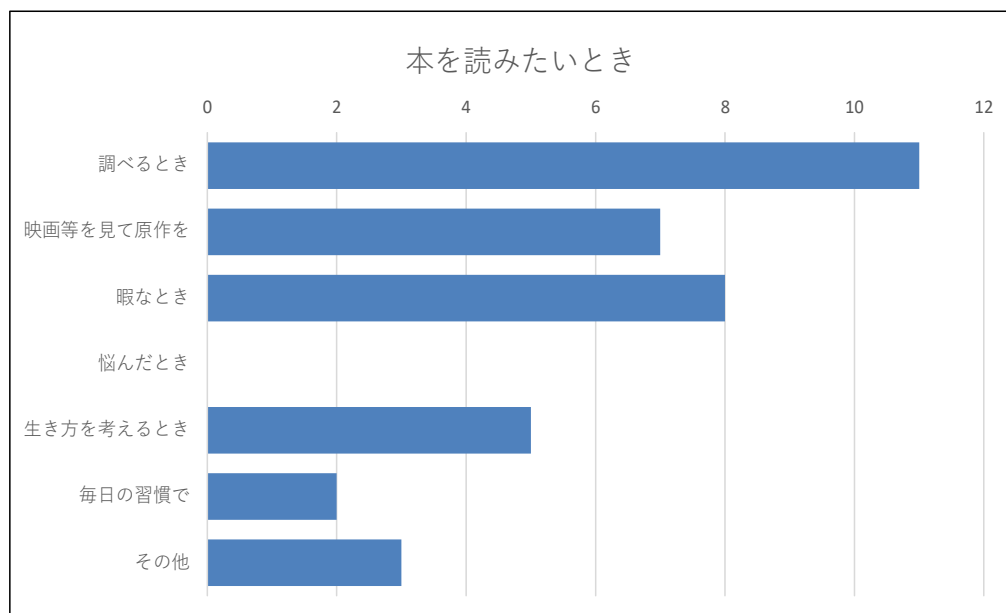
3. あなたは、読む本を「どのようにして」選びますか（複数回答可）



4. あなたは、主に「どこで」読む本を選びますか（複数回答可）



5. あなたは、どんなときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）



6. 本を読むことの楽しさを、子どもたちや本を読まない人たちに教えてあげるとしたら、
どのようなことですか

（別紙参照）



○ **本を読むことの楽しさ** を、子どもたちや友人、本を読まない人に教えてあげるとしたら、それはどのようなことですか

《葛尾幼小中の子どもたち》



園児	○ 「おもしろい話がいっぱいあるよ」 ○ 「文字がおもしろい」「絵も楽しい」 ○ 「はたらく車のことがよくわかるようになるよ」 など
小学生	○ 本を読むといろんなことが知れるし、物語の本だとその物語にどんどん引き込まれていくところがとってもおもしろくて楽しい ○ 本の楽しさ（文字が細かくて読みがいがある, 絵が上手） ○ 題名がおもしろい ○ 小説の本だったら、登場人物と巨漢できる場面があるとすごく楽しくなるところ ○ 自分の好みのものがあったりするところ ○ おもしろい、頭が良くなる、登場人物が分かる ○ 料理の本がおもしろい、など
中学生	○ 昔のお話は、いろいろ思うことがある。読んでみたら心が落ち着くかも知れない ○ 本を読むことで、新しく知れることがあること ○ 暇なときに読んで楽しめるので、ゲームをしたりするよりプラスだよ

《葛尾幼小中の教職員》

幼稚園	○ 自分では読んでいないが、子どもに絵本の読み聞かせをよくする。絵本から教わることは、たくさんあると思うので、小さいうちからたくさん触れて、好きになってくれると嬉しい ○ 園の環境の中で、多くのジャンルや内容の本を用意し、園児が自分で選んで読める楽しさを感じられるようにする ○ 関心がありそうな本を読み聞かせ、本の楽しさを知らせる ○ 虫や植物などを発見したときに図鑑で調べて「わかった!」という喜びを感じさせたい、
小学校	○ 課題を解決する参考になる ○ 絵が素敵なものは、絵を見せる ○ 読み聞かせをする（ストーリーのおもしろさを味わわせる） ○ まずは、自分が興味を持っていることをより深く知り、考えるために、本のよさやおもしろさがあること ○ 絵本や図鑑でもいいから、文字に触れることの楽しさや慣れから教えてあげる

令和4年度 葛尾幼稚園、葛尾小・中学校における 読書活動推進の取り組み

(令和4年6月実施)

1. 貴園（学校）での読書活動推進の取り組みは、どのようなものですか（複数回答可）

内 容	幼稚園	小学校	中学校
① 「読み聞かせタイム」の位置づけ	○	○	○
② ブックトーク（本の紹介など）の実施			
③ 絵本（図書）コーナー等の設置	○	○	
④ 目標とする読書量の設定と読書記録			○
⑤ 「読書ノート」等の活用			
⑥ 園（学校）外の図書館等の利用	○	○	
⑦ 「美文朗唱」の活用		○	○
⑧ 読書に関する調査の実施		○	
⑨ 学校行事（文化祭など）への読書活動の組み入れ		○	○
⑩ 保護者への啓発、家読の推奨活動	○	○	
⑪ その他（朝の読書）			○

2. 1で「⑩保護者への啓発、家読の推奨活動」と答えた園（学校）にお聞きします。
どのような取り組みか、教えてください（複数回答可）

内 容	幼稚園	小学校	中学校
① 園・学校だより、HP等での啓発（おたより等）		○	
② 絵本等の貸し出し	○		
③ PTA行事等への組み入れ			
④ その他			

3. 国語科以外の教科等の授業で、図書室を利用したり、本を紹介したりするなど、読書
へ誘う場面があれば、どのような内容・取り組みか、教えてください

小	○ 調べ学習（総合的な学習の時間、生活）の場面で （例）育てているムシについて、地域や環境について
中	○ 調べ学習、インターネットとの比較、さらに調べたいことなど

6. 今後、園（学校）として、子どもたちの読書活動推進のために取り組んでみたい、もう少し力を入れてみたい、と考えることがあれば、どのようなことですか

幼	☐ 園児の興味ある内容の絵本をそろえておく ☐ 絵本の読み聞かせを通して、関心を持たせ、楽しさを伝える ☐ 「絵本の時間」をとる、など
小	☐ 子どもたちが、おすすめの本を紹介し合う場 ☐ ゲーム（ビンゴ等）を取り入れた読書活動、など
中	☐ 学校外での図書館との連携 ☐ 保護者と村の図書館を利用するイベントなど

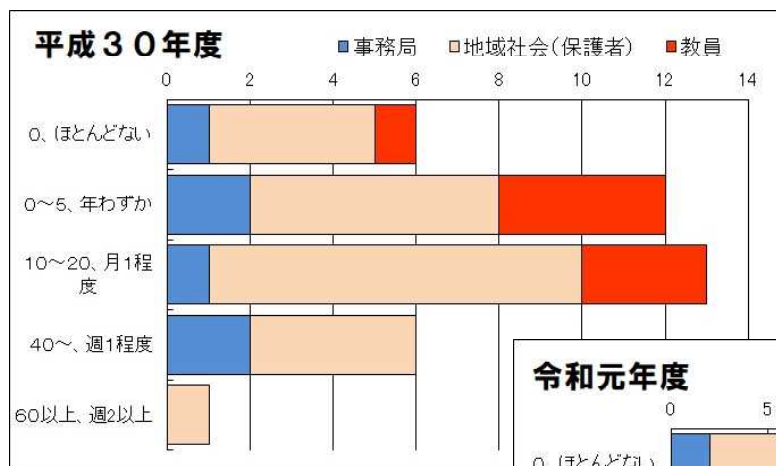
6. 子どもたちの読書活動を推進していく上で大切なことは、どのようなことだと思いますか

幼	☐ 絵本に関わる機会をつくる
小	☐ 教師が、読書の楽しさを児童に伝えていく （例）読み聞かせなど
中	☐ 読書に興味を持つこと（持たせること）が大切。大きな本屋さんなどで好きな本を選んだりする機会を創るなど…。楽しく、好きにさせるような体験が必要かと思います

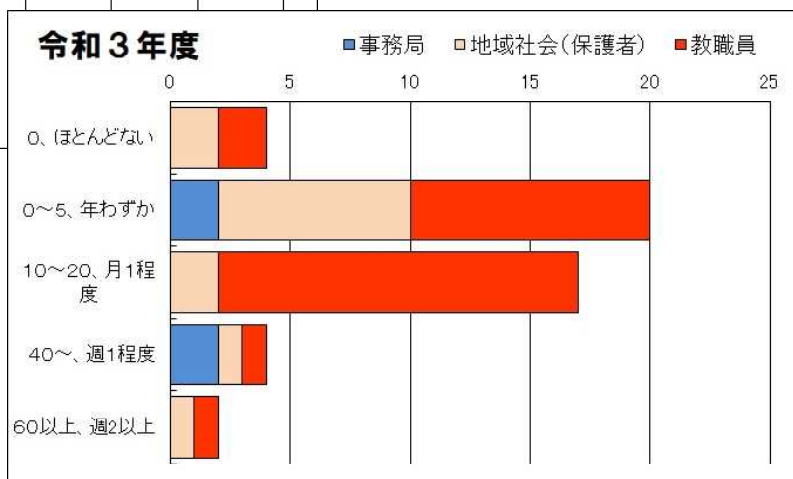
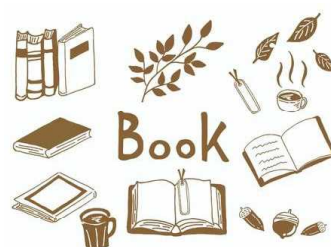
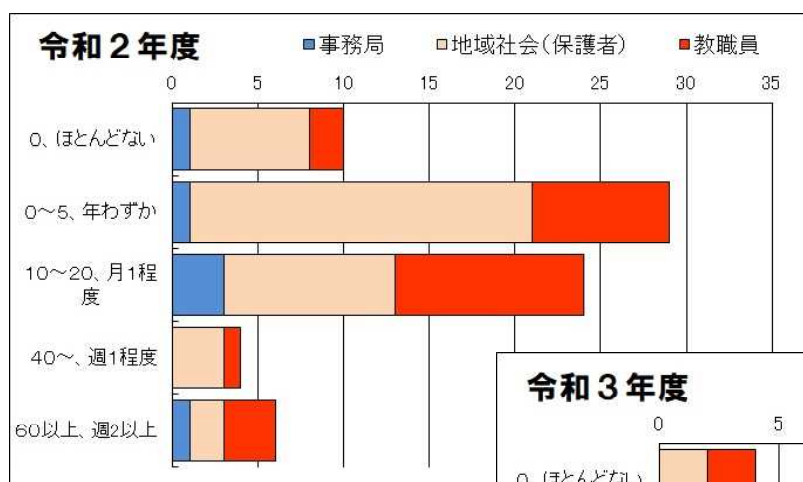
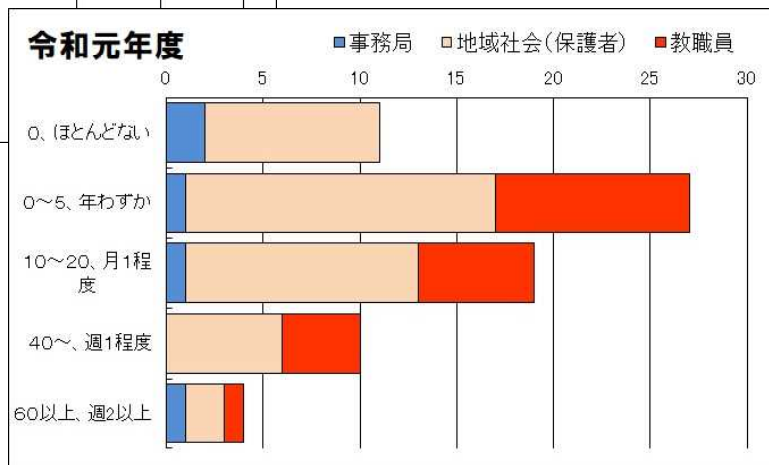


平成30年度～令和3年度 葛尾村民を対象にした 読書量の調査（1年間に読む本の冊数）

＊ 以下のグラフは、子どもたち（幼小中学生）以外の村民を対象に、1年間に読む本の冊数を調査したものです。グラフ内のメモリは、横（人数）、縦（冊数）です。



「地域社会」は、保護者のほか、各種団体の方々に回答していただいたものです。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることのかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅延なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第2次 葛尾村 「子どもの読書活動推進計画」作成計画

令和4年7月1日
葛尾村教育委員会

1. 作成作業の基本方針

- (1) 子どもの読書活動の推進に関する関係法令及び福島県教育委員会の「第四次福島県子ども読書活動推進計画」「葛尾村子ども読書活動推進計画」等を踏まえて作成する。
- (2) 児童生徒や教職員、保護者、地域住民の読書の実態、教育に対する期待や願いを把握するとともに、本村の読書環境、諸条件等を十分に考慮して作成する。
- (3) 児童生徒等の心身の発達段階と特性を十分に考慮して作成する。
- (4) 子どもたちの読書活動推進にあたっては、学校教育を中核としながら、家庭、地域社会との連携を大切にし、あらゆる人々が読書に親しむことができるよう工夫・配慮して作成する。
- (5) 作成は、学校関係者の協力を得ながら進める。

2. 作成の基本理念

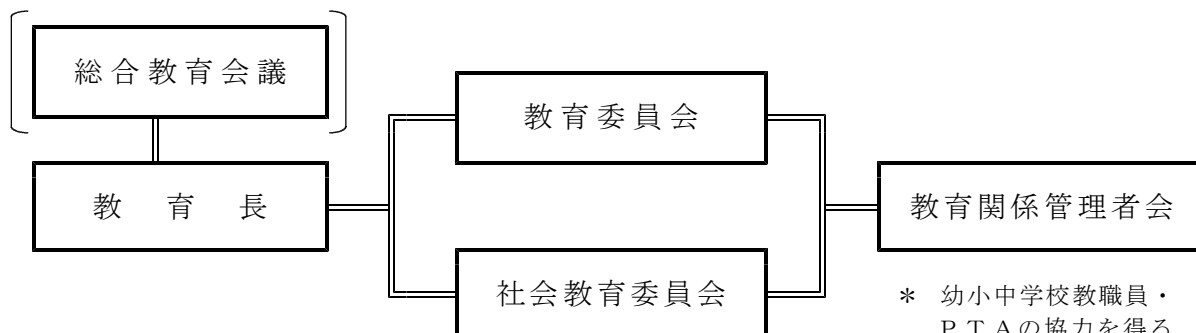
- (1) 村民のだれもが、人生をより豊かに生きていくことができるように、生涯にわたって読書に親しむ態度が身につけられるようにする。
- (2) 子どもたちの自主的な読書習慣が身につくように、学校、家庭、地域を通じた社会全体での取り組みが行われるようにする。

3. 作成の手順及び内容

- (1) 読書活動推進上の課題の明確化
 - ① これまでの読書活動推進状況（方針、施策、実践事項等）と課題の把握
 - ② 地域及び村民の読書活動の実態把握
- (2) 「子ども読書活動推進計画（第2次）」の作成
 - ① 基本理念、方針等の設定
 - ② 主な施策、実践事項の設定

4. 作成のための組織

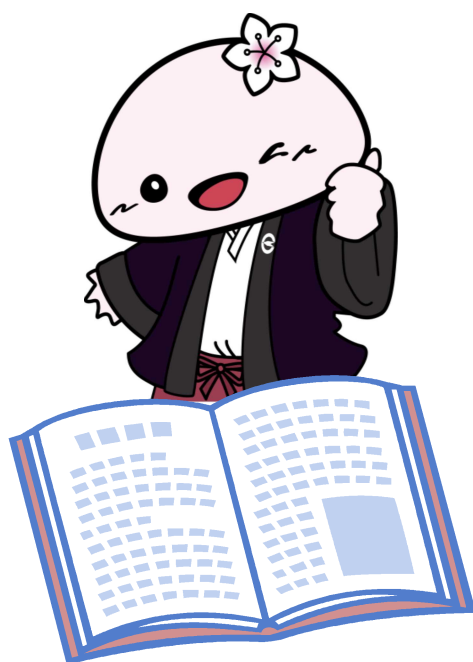
* 状況に応じて書面開催を活用する



* 幼小中学校教職員・
PTAの協力を得る

5. 作成の作業日程

- 日程は、別に定める。



「第二次 葛尾村子ども読書活動推進計画」

発 行／ 葛尾村教育委員会

福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16

TEL 0240-29-2170

FAX 0240-29-2123

発行日／ 令和4年 12月 1日